

愛知県立旭陵高等学校 いじめ防止基本方針

I いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、誰でもが被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃からささいな兆候をも逃さないように努めるとともに、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たります。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼し合える関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切です。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいきます。また、実体験の乏しい生徒が、さまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図ります。

II いじめ防止対策組織と対応

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

1 いじめ防止対策委員会の概要

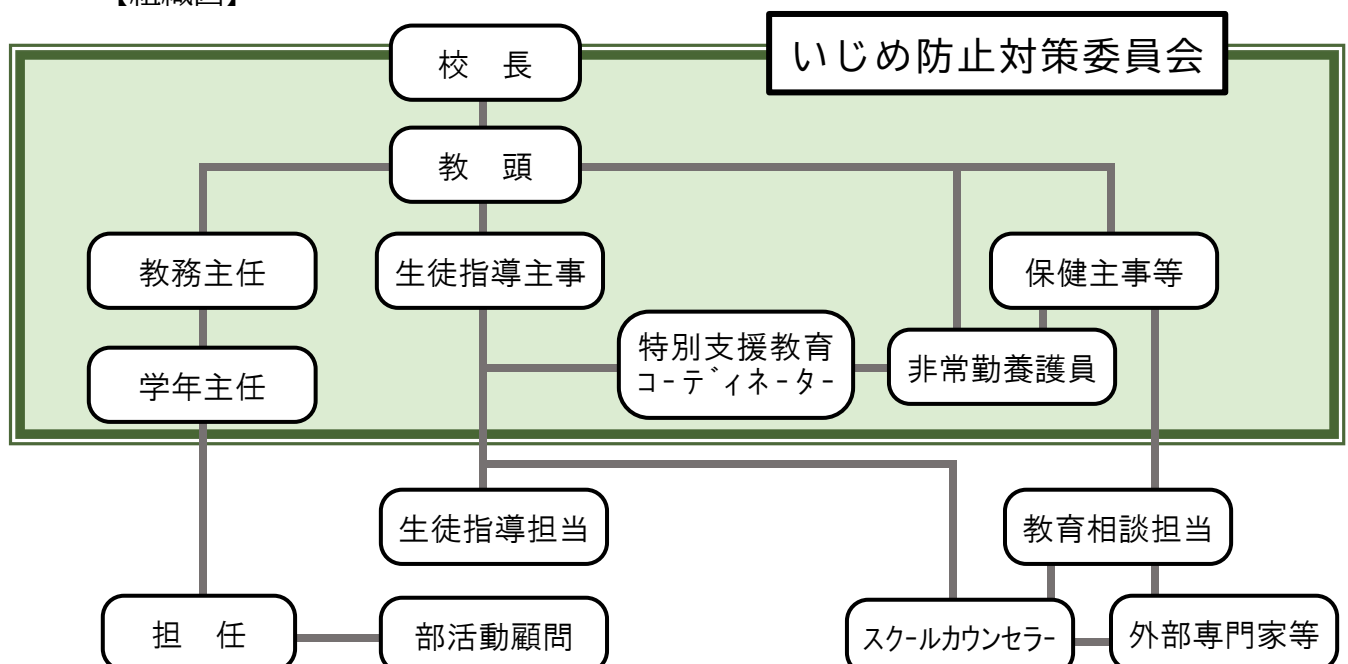
(1) 委員会メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・学年主任・
特別支援教育コーディネーター・非常勤養護員
※必要に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家等を加える。

(2) 指導・支援チーム

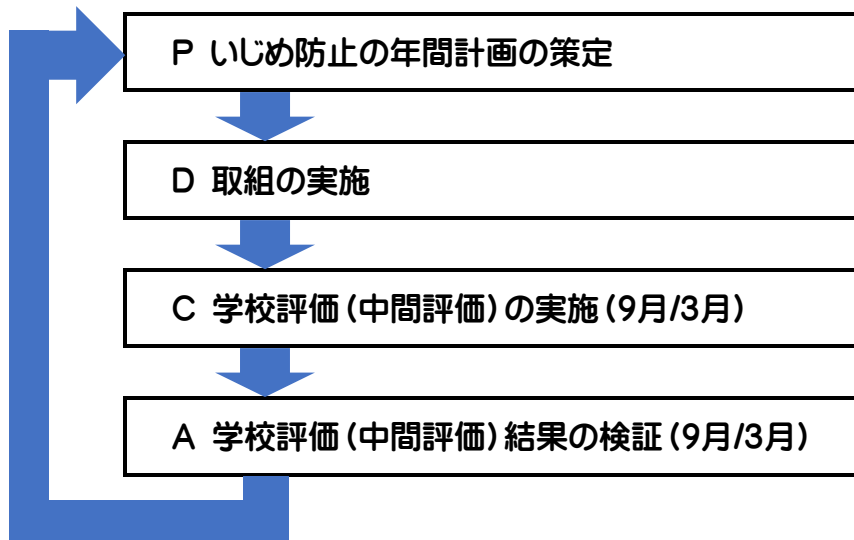
委員会が事案に応じて、適切な教員等による具体的対応を進めるための「指導・支援チーム」を設置する。いじめの防止や早期発見・早期対応のためには、事案に関係の深い教職員を加えたり、ネットいじめなどではICTに長けた教職員を加えたりするなど、より効果的な対応が可能となるよう、柔軟に人選する。

【組織図】



2 いじめ防止対策委員会の役割と機能

(1) 取組の検証



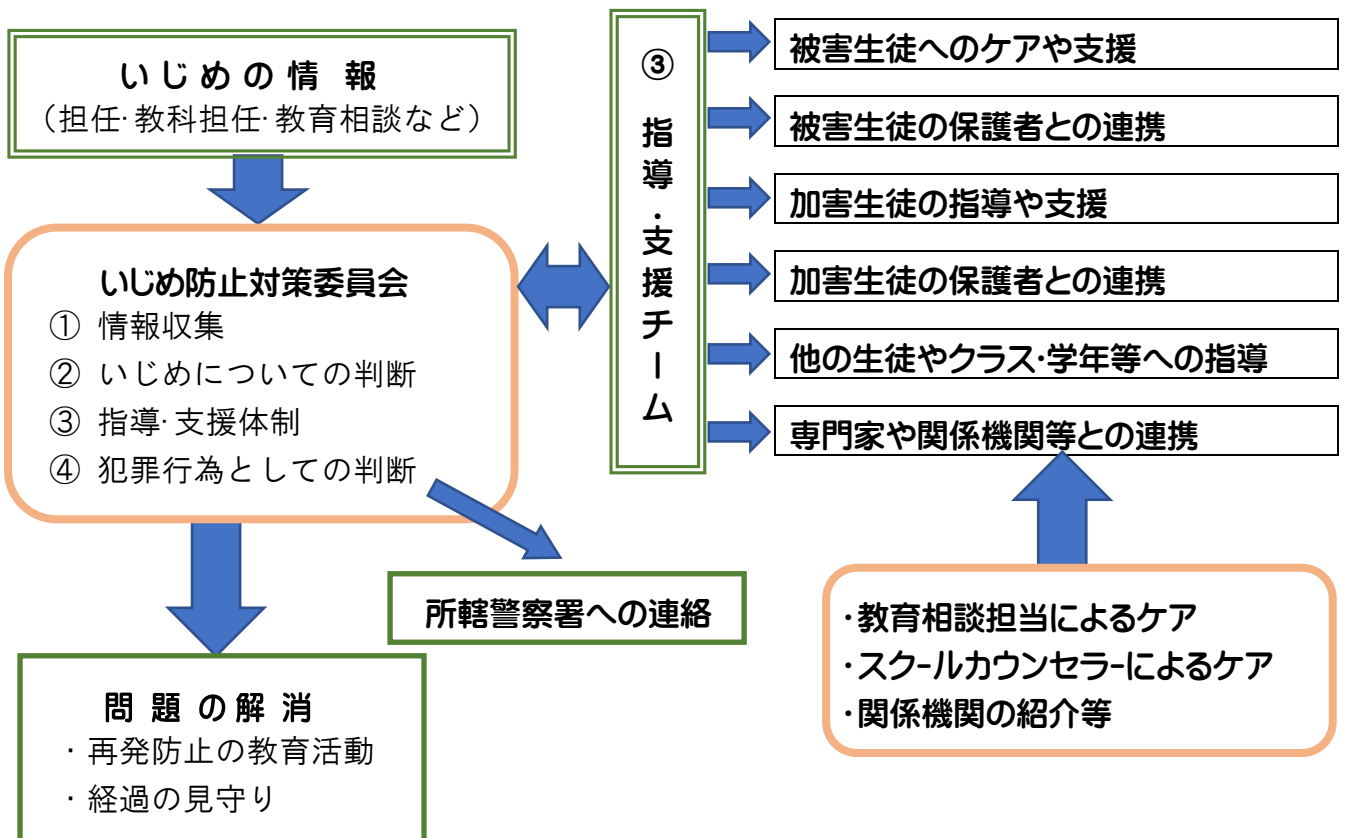
(2) 教職員の共通認識と意識啓発

- 年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- 「いじめ防止対策委員会」で検討した内容を職員会議や現職研修で共有する。
- 現職研修でいじめ等をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

(3) 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発及び意見聴取

「いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び本校ウェブページに掲載する。

(4) いじめ事案への対応



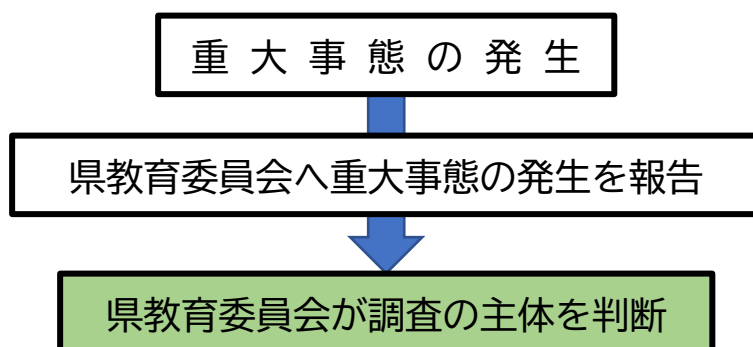
(5) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに県教育委員会へ報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」に沿って対応する。

学校において調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」が調査母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

※重大事態とは〔いじめ防止対策推進法 第28条〕

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



【学校が調査主体の場合】

